

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案の概要に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

令和元年 11 月 1 日
環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

令和元年 8 月 23 日（金）から令和元年 9 月 23 日（月）までの間、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案の概要」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する当省の考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件（政令案の概要）について該当箇所を示し御意見を頂いたものについての考え方のみを公表させていただいております。今般のパブリックコメントの意見募集対象ではない、法律改正に関する意見や動物愛護管理行政全般についての御意見は数のみ掲載させておりますので、御了承ください。

今回御意見をお寄せいただいた方々の御協力に、厚く御礼申しあげます。

I 意見募集の概要

- ・意見募集期間 : 令和元年 8 月 23 日（金）から令和元年 9 月 23 日（月）
- ・周知方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）、資料の配付
- ・意見提出方法 : 郵送、ファックス又は電子メールのいずれか
- ・意見提出先 : 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

II 意見の提出状況

- ・意見提出者数 : 676 名
- ・意見の延べ総数 : 1,814 件

(別紙)

※改正法：

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号）

※新 法：

改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部改正について

① 動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いの追加

| 整理 番号 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|----------|--|----|--|
| 1 | 改正の内容に賛同する。 | 3 | 貴重な御意見感謝申し上げます。 |
| 2 | 「動物医療機関発行の受診明細の記録」を義務付けるべき。 | 1 | 帳簿への記載事項については、新法第 21 条の 5 第 1 項において「所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項」と規定されているため、本政令による措置は困難です。 |
| 3 | 第二種動物取扱業者にも義務付けるべき。 | 3 | 犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者についても、新法第 24 条の 4 第 2 項の準用規定により、新法第 21 条の 5 第 1 項の規定が適用されることとなっております。 |
| 4 | 競りあっせん(オークション)や、保管業、訓練業、輸送業といった一時的であっても動物を取り扱うことも含めるよう定めるべき。 | 4 | 新法第 21 条の 5 第 1 項において、動物に関する帳簿の備付け等が課せられる者は、「第一種動物取扱業のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者」と規定されており、同項の規定で義務が課せられる者は動物を「所有」又は「占有」していることが前提となっています。保管業、訓練業、輸送業については、動物を一時的に預かることにより「占有」はするものの「所有」はしない |

| | | | |
|---|--|---|--|
| | | | ため帳簿の備付け等を課す政策的必要性に乏しいこと、競りあっせん（オークション）については、動物を「所有」も「占有」もしないことから、「政令で定める取扱い」は「動物を譲り受けてその飼養を行うこと」のみ規定することとしました。 |
| 5 | 競りあっせん（オークション）や、保管業、訓練業を含めないのであれば、現行の「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」から第6条四を削除せず、これらの業に対する台帳の調整業務を必ず残すこと。 | 1 | 御指摘の内容は今後の関連告示等の整備の過程で参考にさせていただきます。 |
| 6 | 改正後でも対象となっていない動物の生体についても、帳簿の備付け義務を課すべき。 | 1 | 新法第21条の5の規定により帳簿の備付け等が求められる動物の対象範囲は、新法第10条第1項に規定される第一種動物取扱業が取り扱う動物と同一であり、対象範囲の拡大について政令に委任されていないため、本政令による措置は困難です。 |

② 特定動物に関する規制の強化に係る規定の整備

| 整理番号 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|------|-------------|----|----------------|
| 7 | 改正の内容に賛同する。 | 1 | 御意見ありがとうございます。 |

(2) 中小企業等経営強化法施行令の一部改正（ハネ改正）について

| 整理番号 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|------|-------------|----|----------------|
| 8 | 改正の内容に賛同する。 | 1 | 御意見ありがとうございます。 |

(3) 特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置

| 整理番号 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|------|-------------|----|----------------|
| 9 | 改正の内容に賛同する。 | 4 | 御意見ありがとうございます。 |

| | | | |
|-----|--|---|---|
| 1 0 | 経過措置の周知徹底を図るべき。 | 1 | 御意見ありがとうございます。 |
| 1 1 | 交雑種の範囲について明確にすべき。特定動物が親である動物だけではなく、交雑種のみが親だが特定動物の血の割合が 50%以上になるものは全て規制の対象とするべきである。 | 1 | 改正法により新たに規制対象となった交雑種については、法文の解釈上、片親が特定動物であればその子供（交雑種）は特定動物であるとされます。交雑種のみが親である場合は、法文上の規制範囲を逸脱するため、本政令による措置は困難です。 |
| 1 2 | 許可を受けた個体を一代限りとし、繁殖は禁止すべき（交雑種も同様）。 | 1 | 改正法の施行日以降は、経過措置の対象外の飼養者については、特定動物（交雑種含む。以下同じ。）を新たに飼養することは禁止されますので、繁殖により新たに飼養することは原則として法律違反になります。 |
| 1 3 | 法改正後 1 年以内に産まれた動物まで飼養・管理を許可することとすべき。 | 1 | 1 2 で回答したとおり、繁殖により新たに飼養することは原則として法律違反になります。 |
| 1 4 | 法改正後の許可は 1 年ごとの更新性とし、毎年申請を必要とすべき。 | 1 | 現行の施行規則第 14 条において、現行の特定動物の許可の有効期間は「5 年を超えない範囲内で都道府県知事が定める」とされているところですが、御指摘の内容は今後の環境省令の整備の過程で参考にさせていただきます。 |

（その他政令に関する意見）

| 整理番号 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|------|--|----|--|
| 1 5 | 今般の政令改正で特定動物の指定の削除が行われていないことについて賛同する。 | 2 | 御意見ありがとうございます。 |
| 1 6 | 法第 10 条第 3 項に定められている犬猫等販売業を哺乳類まで拡大するよう種の指定を行うべき。 | 1 | 法第 10 条第 3 項に定められている犬猫等の定義については、環境省令への委任事項なので、本政令による措置は困難です。 |

(その他)

| 項目 | 件数 |
|-----------------|-------|
| 改正動物愛護管理法に関する意見 | 1,194 |
| 動物愛護管理全般に関する意見 | 570 |
| その他・不明 | 23 |